

2017 年 4 月吉日

お客様各位

株式会社 日新
国際営業第一部
大阪国際二部インド向け輸出貨物 (Freight Prepaid) サービス税適用の変更のお知らせ

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
また平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

2017 年 1 月 22 日よりインド港に到着したプリペイド貨物の運賃及びサーチャージに
対して 4.5%の Service TAX の課税が適用されておりますが、2017 年 4 月 13 日付けで
インド財務省より下記の内容にて本ルールの変更の通達がありましたのでご案内を致します。

本件に関しまして、ご理解賜りますよう何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

	インド向け 海上輸入貨物サービス税		
運賃	過去	2017 年 1 月 22 日より	2017 年 4 月 23 日より
前払い	無し	海上運賃に対して 4.5%	CIF価格に対して 1.4% (輸入者が支払い納税義務)
着払い	2016 年 6 月 1 日より 海上運賃に対して 4.5%	海上運賃に対して 4.5%	海上運賃に対して 4.5% (現状と変更無し)

ご不明な点に関しましては、下記の営業担当までお問い合わせをお願い致します。

国際営業第一部 複合輸送一課 TEL 03-3238-6576
大阪営業第二部 国際課 TEL 06-6228-4355/4557

敬具